

**新たな需給調整システムに関して
これまで寄せられた質問に対する回答等について
(別冊)**

**平成18年5月30日
農林水産省**

目次

新たな需給調整システムのQ & A	-----	1
参考1 新たな需給調整システムの具体的な流れ方の考え方(解説版)	-----	15
参考2 新たな需給調整システムに関するQ & Aの図解		
(1) 国段階	-----	18
(2) 都道府県段階	-----	20
(3) 地域段階	-----	21
(4) 新たな需給調整システムにおける一年のスケジュール(イメージ)	-----	26

新たな需給調整システムのQ & A

(11月に示した「新たな需給調整システムの具体的な流れ方の考え方」等について、これまで質問の多かった事項について具体的に解説。)

新たな需給調整システムの詳細として、17年11月に既に提示している「新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方」等について、質問の多かった事項について、Q & A形式で紹介。その図解も併せて提示。

【質問の概要目次】

Q 1	新システムにおける生産調整実施者の確認主体	2 頁
Q 2	新システムにおける生産調整実施者の確認方法	2 頁
Q 3	地域協議会への全生産調整方針作成者の参加	3 頁
Q 4	市町村保有水田台帳の共有化と個人情報保護との関係	3 頁
Q 5	生産調整方針に参加しない農業者の配分	4 頁
Q 6	生産調整方針に参加しない農業者の把握	4 頁
Q 7	生産調整方針に参加しない農業者の勘案方法	5 頁
Q 8	生産調整方針参加農業者への配分通知主体等	5 頁
Q 9	新システムにおける J A 等方針作成者の事務負担の軽減	6 頁
Q 10	新システムにおける生産目標数量の配分対象者	6 頁
Q 11	特定農業団体や集落営農組織への配分	7 頁
Q 12	基幹農作業受委託の場合の配分対象	7 頁
Q 13	複数の生産調整方針への参加の可否	8 頁
Q 14	出作地を有する農業者の方針作成者への参加	8 頁
Q 15	新システムにおける地域間調整の考え方	9 頁
Q 16	新システムにおける配分基準単収の考え方	9 頁
Q 17	都道府県別の需要量に関する情報の算定方法	10 頁
Q 18	過剰生産分の生産目標数量からの控除	10 頁

Q 19	市町村や地域ごとの需要量に関する情報の算定方法	11 頁
Q 20	市町村別の需要量に関する情報の算定主体	11 頁
Q 21	需要量に関する情報の提供ルート	12 頁
Q 22	第三者機関的組織と協議会との違い	12 頁
Q 23	第三者機関的組織の事務局の主体	13 頁
Q 24	豊作による過剰米と農業者の生産目標数量との関係	13 頁
Q 25	新システムにおける生産目標数量の外数米穀等の扱い	14 頁
Q 26	生産調整方針参加者と集荷円滑化対策実施との関係	14 頁

Q1．新たな需給調整システムにおける生産調整実施者の確認は、誰（どの機関）が行うのでしょうか。

A 16年産からの現行の需給調整システムにおいては、市町村が生産調整実施者の確認を行っているところです。

新たな需給調整システムにおいては、JA等の生産調整方針作成者が、地域の第三者機関的組織（地域協議会）からの生産調整方針作成者ごとに提供される需要量に関する情報等を踏まえ、自らの生産目標数量を決定するとともに、傘下の方針参加農業者に対して生産目標数量を配分することとなります。

また、地域協議会においては、地域の水田農業全体を捉え、地域の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョンの点検、見直しを行うとともに、市町村から提供される当該地域の需要量に関する情報に基づき、生産調整方針作成者ごとの需要量に関する情報の設定や生産調整方針作成者間の調整、地域の生産調整方針作成者から傘下の方針参加農業者への生産目標数量の配分の一般ルールの設定等を通して、地域としての米の生産調整の推進機関として重要な役割を担うこととなります。

このため、地域協議会が生産調整実施者の確認主体となり、地域協議会の構成員が現行同様連携し、地域内の農業者の主食用水稻の作付状況等を把握し、関係機関が情報を共有していくことにより、地域水田農業ビジョンの実現に向けた取組に活用することが適当と考えています。

【図解5参照】

Q2．新たな需給調整システムにおける生産調整実施者の確認は、具体的にどのような方法で行えば良いのでしょうか。

A 生産調整実施者の確認主体が市町村から地域協議会となるものの、具体的な確認方法は、現行の需給調整システムとほぼ同様となると考えています。

具体的には、生産調整方針作成者から生産目標数量の配分のあった農業者は、現行の需給調整システムでいうところの水稲生産実施計画書兼営農計画書（計画書）を生産調整方針作成者へ提出し、生産調整方針作成者がそれを取りまとめて地域協議会に提出（個人で生産調整方針を作成している農業者は、自ら地域協議会に計画書を提出）し、地域協議会による生産調整実施の確認を受け、地域協議会が確認通知を行うことを検討しています。

なお、その際、「当該農業者が実施計画書に記載する水稲作付面積と当該農業者の水稲共済引受面積との突合」を行うこと及び事務の簡素化の観点から、水稲共済の引受けのための申告と営農計画書及び実施計画書の提出が同時に行えるよう様式の一体化に努めることについても現行の需給調整システムでの確認方法と同様と考えています。

更に具体的な取扱いについては、本年夏を目途に明確にしていく考えです。

【図解5参照】

Q 3 . 地域の第三者機関的組織（地域協議会）の区域に大勢の生産調整方針作成者がいる場合、全ての生産調整方針作成者が参加することは不可能ではありませんか。また、全員が参加したら、逆にまとまるものもまとまらないのではないのでしょうか。

A 地域の第三者機関的組織（地域協議会）に全ての生産調整方針作成者が参加するという点については、単に会議の構成員となるだけでなく、実質的な議論に参画してもらうことを意図しています。

したがって、地域協議会の本会議に全ての生産調整方針作成者が参加すると、会議の規模が大きくなりすぎることであれば、必ずしも地域協議会の本会議の構成員とならなくとも、その下に生産調整方針作成者作業部会や幹事会等を設置し、そこでの議論を、生産調整方針作成者ごとの需要量に関する情報の設定等の方針の決定に反映させるという手法も考えられることから、地域の実態に応じた工夫により、地域協議会への実効ある参画を進めていただきたいと考えています。

一方、地域協議会は、市町村から提供される当該地域の需要量に関する情報に基づいて、生産調整方針作成者ごとの需要量に関する情報や生産調整方針作成者の生産調整方針に参加する農業者に対する生産目標数量の配分の一般的なルールを設定することから、これらの議論には、地域の需給調整の中核となる生産調整方針作成者が参画する必要がありますが、一部の生産調整方針作成者だけを議論に参画させるのではなく、全ての生産調整方針作成者の参画を得ることが不可欠であり、また、そうしなければ、生産調整方針作成者の拡大も進まないと考えています。

【図解5参照】

Q 4 . 地域の第三者機関的組織（地域協議会）において生産調整方針作成者ごとの需要量に関する情報を算定することとなり、市町村が保有している水田台帳等の共有化等が必要になりますが、個人情報保護の観点から何に留意すればよいのでしょうか。

A 水田台帳等の市町村が保有する既存の個人情報の取扱いについては、各市町村の制定する条例に基づいて対応することとなりますが、当該水田台帳等をその利用目的以外の目的に使用するためには、その活用方法について農業者個々の同意を得ることが原則です。

また、市町村は、JA等に対して水田台帳等の個人情報を提供する場合には、JA等に対して、その利用目的等に必要な制限を付し、また、その漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める必要があると考えています。

さらに、個人情報を取り扱うJA等の事業者においては、個人情報の保護に関する法律のほか、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の定める事業分野別ガイドライン等に即した当該JA等が定める個人情報保護に関する指針等に基づき、適切に対応することが必要となります。

このようなことを踏まえ、水田農業構造改革対策実施要領第4の3においても、「水田台帳については、地域の水田の利用状況を把握し、地域水田農業ビジョンの策定や実施状況の点検・見直しを行う際の基礎データとして有効であるとともに、産地づくり事業の要件等幅広く活用できるものであることから、市町村が保有している情報を農業者の了解を得て地域協議会に提供し、地域協議会において再整理すること等により、積極的な活用を図る」とされており、農業者の了解を得つつ、市町村段階の水田台帳の整備を進めるとともに、これを活用し、地域協議会の運営の際の基礎情報とするよう推進しています。

【図解5参照】

Q 5 . 生産調整方針に参加しない農業者への生産目標数量の配分はどうなるのですか。

A 新たな需給調整システムは、J A等の生産調整方針作成者が、地域の第三者機関的組織（地域協議会）の助言・指導の下、生産調整方針に参加する農業者に対して生産目標数量を配分することから、生産調整方針に参加しない農業者には配分が行われないこととなります。

しかしながら、地域水田農業ビジョンの実現に向け、地域が一体となった取組が必要であることから、市町村、J A等の構成員が一体となって、地域協議会から生産調整に参加しない農業者に対し、ビジョンの内容や配分の一般的なルールの考え方等について情報提供を行うとともに、指導、話し合いを続け、生産調整へ参加するよう誘導していくことが必要です。

これは、現行の需給調整システムのように、このような話し合いを行うことなく、一部の地域において見られるように、生産調整に参加しない農業者に対して少ない生産目標数量を配分するようなことを継続して、生産調整の実効性が一向に上がらないことを防ぐためです。

なお、19年度以降の米政策改革推進のための支援措置は、生産調整方針作成者から配分された生産目標数量に基づき生産調整を実施すること及び集荷円滑化対策の生産者拠出金の拠出を要件とすることとしており、生産調整方針に参加せず、配分を受けない農業者は、支援措置の対象とはならないことを十分に説明する必要があります。

【図解 5 参照】

Q 6 . 新たな需給調整システムの円滑な実施に向け、J A等の生産調整方針に参加しない農業者の把握はどのように行うのですか。

A 16年度からの米政策改革においては、農業者・農業者団体が需要量を鋭敏に感じながら、自らの販売戦略に基づき、需要に応じた米づくりを行う姿の実現を目指していることから、従来のような地区を単位とする目標面積の達成いかんよりも、個々の農業者の需給調整の取組に着目する観点及び事務の簡素化の観点から、需給調整にかかる支援措置を講じているところです。

このため、現在は、需給調整の実施状況については、需給調整を実施し支援措置を受けている農業者（水稻生産実施計画書提出者）のみを把握しているところです。

しかしながら、地域が一体となった需給調整の取組が必要であることから、今後とも、市町村、J A等の構成員が一体となった、地域の第三者機関的組織（地域協議会）等による生産調整非参加者への情報提供を通じた当該非参加者の取込活動を進めていく必要があり、生産調整非参加者の状況については、推進活動を通じ、農政事務所等においても市町村、J Aと連携して把握に努めて参りたいと考えているところです。このため、市町村、J A等においても、個人情報保護法との整合性に十分留意しつつ、水田台帳の再整備等を通じ、地域協議会としての機能をできる限り発揮できるよう努めていただきたいと思います。

なお、18年度の産地づくり対策において、地域協議会向けの事務費（水田農業構造改革対策推進交付金）を拡充（16億円増額）したところであり、この中でも水田台帳の再整備にも活用しうる経費を措置したところです。

【図解 5 参照】

Q 7 . 地域の第三者機関的組織（地域協議会）において、生産調整方針に参加しない農業者の生産量を勘案して生産調整方針作成者ごとの需要量に関する情報を算定することとしていますが、どのような方法で生産調整方針に参加しない農業者の生産量を勘案すればよいのですか。

A 生産調整方針に参加しない農業者の生産量の勘案方法は、非参加者に18年産に配分された生産目標数量や水田台帳等の客観的なデータを基に、地域の実態に応じて第三者機関的組織においてその勘案方法を議論していただくこととなります。

需要に応じた生産を進めていくためには、より実態に近い数量を勘案できる手法とすることが必要です。

【図解 5 参照】

Q 8 . 生産調整方針参加農業者への生産目標数量の通知は、誰が行うこととなるのですか。また、生産目標数量の通知は誰の名前（名義）で行うのですか。

A 新たな需給調整システムは、JA等の生産調整方針作成者が生産調整方針に参加する農業者に対して生産目標数量を配分することから、その通知は、JA等の生産調整方針作成者が行うこととなります。

また、その通知の名前（名義）も、JA等の生産調整方針作成者の代表者となります。

なお、現行の需給調整システムにおいても、行政ルートに加え、JA等から農業者へ配分・通知が行われていることから、JA等の方針作成者の事務負担が増大することはないと考えています。

【図解 6 参照】

Q9．新たな需給調整システムについては、JA等の生産調整方針作成者等の事務の負担が軽減される仕組みに見直してください。

A 新たな需給調整システムについては、昨年11月に、国段階、都道府県段階、市町村段階での行政、農業者団体の役割や第三者機能的組織（協議会）において検討する内容等、その具体的な流れの考え方について明確化し、これまで周知を図ってきたところです。

その中で、JA等の生産調整方針作成者が生産調整方針に参加する農業者に対して生産目標数量を配分することとなりますが、市町村・JA等を構成員とする地域の第三者機能的組織（地域協議会）において、客観性・透明性の高い手法による農業者への生産目標数量の配分の一般ルールの設定等を行うことにより、JA等の生産調整方針作成者が行う農業者別配分を支援することにしています。例えば、地域協議会が設定する配分の一般ルールに基づき算出される農業者別の生産目標数量を、そのまま方針参加農業者へ配分することも可能なので、現行の需給調整システムにおいて、行政ルートに加えJA等から、農業者へ配分・通知が行われていることを踏まえ、現行の配分のノウハウ等を活用すれば、新たな需給調整システムになったからといって、JA等の方針作成者の事務負担が現行の需給調整システムより増大することはないと考えています。

また、例えば、品目横断的経営安定対策の対象となる特定農業団体、集落営農組織は、一経営体として配分・確認することとなる等により、事務の軽減が図られることも考えられます。

【図解6参照】

Q10．新たな需給調整システムにおいて生産調整方針作成者の生産目標数量の配分対象者はどうなるのでしょうか。

A 現行の需給調整システムにおける配分対象者については、「農業者別の生産目標数量及び作付目標面積を通知する農業者は、水田において水稲の作付けを行う者で、その使用及び収益を目的とする権利（所有権を含む。）を有している者」としているところです。

新たな需給調整システムは、JA等の生産調整方針作成者が生産調整方針に参加する農業者に対して生産目標数量を配分することとなりますが、生産調整方針作成者は自らの販売戦略に沿って生産目標数量を配分すべき農業者を特定することが重要であることから、その配分対象者は、水田において水稲の作付けを行う者（実耕作者）であって、かつ、生産調整方針作成者の方針に参加する者とする方向です。

なお、19年産から導入される品目横断的経営安定対策においては、その対象となる認定農業者等が、主な基幹作業を受託し、販売名義と販売収入の処分権を保有する面積も経営面積として算入することから、このような条件を満たす農業者の受委託が行われることが確認できる場合には、受託者（実耕作者）に対して配分することが適切であることも考慮する必要があります。

【図解6参照】

Q11. 品目横断的経営安定対策の対象たる特定農業団体や集落営農組織への配分の場合、誰に対して配分することとなるのですか。

A 品目横断的経営安定対策の対象となった特定農業団体や集落営農組織は、定款又は規約を有していること、一元的に経理を行っていること、法人化計画が作成されていること等、当該組織が一経営体として運営されることから、その経営に水稻が含まれる場合は、原則として、その代表者に対して、当該組織を対象とする配分の通知を行うこととなります。

また、当該組織の構成員が、当該組織の一元的経理の対象としない米の生産を行う場合は、当該組織の代表者への配分の通知とは別に、当該構成員に対して配分の通知を行うこととなります。

なお、集落営農の組織化の状況については、関係機関との情報交換等により、生産目標数量を配分する以前に十分把握しておく必要があります。

【図解 6 参照】

Q12. 品目横断的経営安定対策の対象たる認定農業者等が基幹農作業を受託している場合、委託した（権原を有する）農業者と受託した農業者とどちらに対して配分することとなるのですか。

A 品目横断的経営安定対策の対象となった認定農業者等が、基幹農作業を受託（主な基幹作業を受託し、販売名義と販売収入の処分権を保有）している場合にあつては、その受託部分が経営面積としてカウントされていることから、委託した農業者（権原を有する農業者）ではなく、受託した農業者（実耕作者）に対して配分することが、経営の実態から考えた場合、適当であると考えています。この場合、当該認定農業者等の農作業受委託の状況等を十分把握しておくことが必要となります。

【図解 6 参照】

Q13. 生産調整方針に参加する農業者が、複数の生産調整方針に参加することは可能ですか。

A 現行の需給調整システムにおいては、生産調整方針に参加する農業者は、集荷円滑化対策の契約事務等の軽減も考慮し、出荷契約等において主たる生産調整方針作成者の生産調整方針にのみ参加することとしています。

新たな需給調整システムにおいても、生産調整の実施確認事務の円滑化等の観点から考えれば、現行の需給調整システムと同様、農業者は、生産調整方針作成者の生産調整方針内容（生産目標数量の設定・配分方法や過剰米が発生した場合の対応方法等）が自らの生産意向に照らして最も適当である一つの生産調整方針のみに参加することを考えています。

【図解 6 参照】

Q14. 生産調整方針に参加する農業者は、自らの住所が所在する地域の生産調整方針作成者以外の者には参加できないのですか。（自らの住所が所在する地域の生産調整方針作成者のみから、生産目標数量が配分されるのですか。）

A 現行の需給調整システムにおける市町村及びJA等の生産調整方針作成者の配分対象農業者は、水田において水稻の作付けを行う者で、その使用及び収益を目的とする権利（所有権を含む。）を有している全ての者としているところです。

新たな需給調整システムでは、市町村からの配分が無くなり、JA等の生産調整方針作成者が生産調整方針に参加する農業者に対して生産目標数量を配分することになることから、出作地を有する農業者は、出作地の地域の第三者機能的組織（地域協議会）に参加する生産調整方針作成者の方針に参加し、その生産調整方針作成者から生産目標数量の配分を受けることは可能と考えます。

この場合であっても、農業者は、生産調整方針作成者の方針内容（生産目標数量の設定・配分方法や過剰米が発生した場合の対応方法等）が自らの生産意向に照らして最も適当である一つの生産調整方針（この場合には出作地の生産調整方針）のみに参加することを考えています。

【図解 6 参照】

Q15. 新たな需給調整システムにおいて、需要量に関する情報の市町村間調整や都道府県間調整はどのようになるのでしょうか。

A 新たな需給調整システムにおいて、需要量に関する情報の市町村間調整や都道府県間調整は、現行の需給調整システムにおける生産目標数量の地域間調整の考え方とほぼ同様になると考えていますが、その詳細については現在検討中であり、本年夏を目途に明確にしていく考えです。

Q16. 新たな需給調整システムへの移行に当たり、配分基準単収については、公平確保と的確な面積換算のために、統計単収か水稲共済単収かのいずれかに統一して下さい。

A 配分基準単収に係る設定手法については、「米の数量調整実施要領」（実施要領）において、生産調整に関する研究会での検討を基に、市町村長が客観的指標となり得るデータを活用し、事務の簡素化の観点も踏まえ、地域の实情に即したものとなるよう適切に設定することとしており、統計が毎年発表する市町村別実単収の平均農業共済組合が定める水稲共済単収のふるい目（1.7mm）換算

について規定しているところです。

したがって、より地域の実態に即したものとなるように2つの手法を選択可能としており、事務の簡素化の観点も踏まえて、当該配分基準単収が地域の実態（実力）に合ったものとなるよう、どちらの手法を採用するのかを、よく地域の第三者機関的組織（地域協議会）で議論して下さい。

なお、新たな需給調整システムにおいても、現行の需給調整システムにおける配分基準単収の設定の考え方と同様とする方向です。

【図解6参照】

Q17. 19年産からの移行を目指す新たな需給調整システムにおいて、国が策定する都道府県別の需要量に関する情報の算定手法は、需要見通しのウエイト10割で行うこととするのですか。

A 米政策改革においては、需要に応じた米づくりを進める観点から、需要見通しのウエイトを10割とすることを目指してきたところです。このため、17年7月と11月の基本指針においても、19年産以降は需要見通しのウエイトを10割とする検討方向を盛り込んでいるところです。

都道府県別の需要量に関する情報については、翌年産米の生産見通しを早めに立てる必要がある農業者（特に秋播き小麦作付農業者）やこれを指導する立場にある地方公共団体から、生産前年の7月の時点である程度の見通しを示して欲しいとの強い要望が出されています。

このため、翌年産米に係る全国の需要見通しを速報として国が示す7月の段階で、都道府県別の需要量に関する情報の算定方式を明らかにしておく必要があることから、本年7月の段階で、需要見通しのウエイト（10割）等の算定の基本的要素を決めておく必要があります。

なお、18年産の都道府県別の需要見通しの算定にあたって採用した6中4については、需要見通しのウエイトを9割まで引き上げる一方で、算定に使用できるデータが6年分（11年～16年）ある中で、配分基準単収の是正が行われていることを踏まえ、生産現場にとっての激変緩和に配慮が必要であったことから採用したところです。

19年産以降は、その需要見通しの算定に使用可能なデータが7年分となりますが、17年11月の基本指針では、「過去のデータの中で、異常値の排除、都道府県ごとの需要実績の的確な反映等を勘案して算定方式を設定」することを検討方向として示したところであり、以上の経緯を踏まえ、19年産以降、継続して用いる需要量の算定方式をルールとして予め決めておくために、適切に検討していくこととしています。【図解1、図解2、図解7参照】

Q18. 過剰作付に伴う生産数量を生産目標数量から控除する手法については、需給調整の実効性が確保できず、配分数量に反映するには課題があることから、当該手法を見直して下さい。

A 需給調整を的確に行うためには、需要見通しを上回る生産が行われた場合に、産地ごとにみた需要見通しを上回る生産を翌年に当該産地が抑制していくという考え方が需給安定のために必要ではないかと考えています。

これは、豊作による過剰米を当該産地の翌年産の生産目標数量乃至需要量に関する情報から削減するのも、生産調整の取組が十分でないことによる過剰生産分を当該産地の翌年産の生産目標数量乃至需要量に関する情報から削減するのも、基本的には、同じ考え方が当てはまるのではないかと理由によるものです。

新たな需給調整システムにおいても、この考え方を基本としつつ、18年産の配分実績や取組状況等を踏まえて検討して参ります。

【図解2参照】

Q19. 現在示している「新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方」において、都道府県段階や市町村段階で算定する「需要量に関する情報」は、市町村や地域別の前年産の需要実績を算定することは困難なので、地域の実情を踏まえた柔軟な算定方式とすることはできませんか。

A 国段階においては、都道府県産別の在庫調査結果を踏まえて需要実績を算定していますが、新たな需給調整システムにおいて、都道府県段階から市町村段階、市町村段階から生産者段階（市町村から地域の第三者機関的組織、地域の第三者機関的組織から生産調整方針作成者）への需要量に関する情報については、国から都道府県段階のものと同様に市町村や地域別の在庫増減を踏まえた需要実績を算定することは、技術的に困難であることから想定していません。

「新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方」において例示している手法は、国（又は都道府県）からの需要量に関する情報やそれぞれの段階の農業者団体・集荷業者からの集荷・販売等の情報、有機栽培の振興等地域の生産振興方針等を踏まえ、第三者機関的組織（協議会）で議論した上で、配慮要素及び算定式を設定するという、16年産からの現行の需給調整システムの間において、各段階で取り組んできたものです。このような手法とすることにより、現行の需給調整システムでのノウハウを活用しながら、その延長線上での取組みとして、地域の実情を踏まえて柔軟な対応がとれるものと考えています。

【図解3、図解4参照】

Q20. 現在示している「新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方」において、市町村別の需要量に関する情報は都道府県が算定することとされていますが、都道府県段階の第三者機関的組織が算定することにするべきではないでしょうか。

A 「新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方」においては、システムの基本的な考え方を示しているところです。

この中で、国は、基本指針において都道府県別の需要量に関する情報を都道府県に対して提供し、これを受けて都道府県が市町村別の需要量に関する情報を算定することとされていますが、これは、地方公共団体の役割として、「生産調整方針が地域農業振興に資するものとなるような運用に際し、その着実な推進、地域水田農業ビジョンとの整合性の確保、関係団体・機関等との調整などに関する助言及び指導」を行うことが必要と考えており、当該助言・指導の一環として需要量に関する情報を提供し、地域水田農業ビジョンの実現に向けて、適切に市町村段階での取組が行われるようにするためです。

ただし、実際の算定に当たっては、都道府県段階の第三者機関的組織が算定することについて関係者の合意が得られ、需要量に関する情報が、一定の客観的かつ透明性のある手法によって、的確に算定・提供されることが確保されるのであれば、その具体的な運用については、地域の実情にあわせて都道府県段階の第三者機関的組織が算定していただいてもよいと考えていますが、需要量に関する情報は、あくまで行政が提供し、これを行政が受け取って第三者機関的組織に諮るものなので、国 都道府県 市町村 第三者機関的組織（地域協議会）という情報の出し手・受け手の主体は明確に維持する必要があります（生産目標数量の決定、配分の主体は、JA等の生産調整方針作成者）。

【図解3参照】

Q21. 新たな需給調整システムにおける需要量に関する情報提供ルートは、行政ルートではなく、「国から都道府県協議会」、「都道府県協議会から地域協議会」、「地域協議会から生産調整方針作成者」とすべきではないでしょうか。

A 「新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方」においては、システムの基本的な考え方を示しているところです。

この中で、国は、基本指針による全国レベルでの客観的な需要見通しの策定・公表や生産調整方針の適切な運用に関する助言・指導等の役割の一環として、都道府県別の需要量に関する情報を策定し、都道府県に対して通知することとしています。また、これを受けて、都道府県段階においては、都道府県が都道府県第三者機関的組織の検討・助言の下、市町村別の需要量に関する情報を算定し、市町村に対し通知することとしています。更にこれを受けて、地域段階においては、市町村が地域別の需要量に関する情報を算定し、第三者機関的組織（地域協議会）に情報提供し、この市町村からの情報提供を受けた地域協議会において、生産調整方針作成者ごとの需要量に関する情報や生産目標数量の配分の一般ルールを設定し、生産調整方針作成者に情報提供することとしています。

このように、需要量に関する情報は、あくまで行政が提供し、これを行政が受け取って第三者機関的組織に諮るものなので、国 都道府県 市町村 第三者機関的組織（地域協議会）という情報の出し手・受け手の主体は明確に維持する必要があると考えています（生産目標数量の決定、配分の主体は、JA等の生産調整方針作成者）。

【図解3、図解4、図解5参照】

Q22. 新たな需給調整システムにおける第三者機関的組織の位置づけは、水田農業推進協議会とどのように異なるのですか。一体的に取り組むことはできないのですか。

A 第三者機関的組織については、生産調整に関する研究会専門委員会での議論を経て、都道府県・都道府県中央会から市町村・農協、市町村・農協から農業者への生産目標数量の配分に当たって、

配分数量の検討過程及び決定理由を透明にするとともに、

都道府県産米の需要動向を農業者をはじめ生産出荷団体や実需者、消費者にも適切に伝達することが重要であること

から、そのような機能を担う組織として、第三者機関的な組織を設置することとされました。

また、この第三者機関的組織については、事務負担の増大を招かないようにするとの観点から、必ずしも新たな組織として設置する必要はなく、現在、県段階、市町村段階において設置されている水田農業推進協議会をこのような組織として共通のものとする事ができることとされました。

このように、現行の需給調整システムにおいては、地域の米の需給状況、生産目標数量の設定方針等の議論が、客観的に透明性を持って行われ得る組織体制が整備されている場合は、その組織（一般的には水田農業推進協議会）の活用を図ることができることとされており、新たな需給調整システムにおいても、公平性、透明性を確保できるという地域の判断があれば、第三者機関的組織を水田農業推進協議会と共通のものとする事ができることとしたいと考えています。

【図解3、図解4、図解5参照】

Q23．新たな需給調整システムにおける都道府県段階及び市町村段階の第三者機関的組織の事務局は誰になるのですか。

A 都道府県の第三者機関的組織及び地域の第三者機関的組織の運営の事務局については、現行の需給調整システムにおいても、各都道府県及び各市町村の実情に応じて決定することが適当であることから、米の数量調整実施要綱等において、特段特定していないところです。

新たな需給調整システムにおいても、引き続き、その運営の事務局は、各都道府県、各市町村の実情を踏まえて、関係者間で協議の上、円滑な取組を進めていく観点から決定していくことが適当と考えます。

【図解3、図解4、図解5参照】

Q24．集荷円滑化対策により豊作による過剰米を現物弁済等により主食用途以外に処理した場合、農業者の生産目標数量はどうなるのですか。

A 現行の需給調整システムにおいては、豊作による過剰米については、翌年の生産目標数量から減少させることを基本として、集荷円滑化対策による過剰処理分について翌年の生産目標数量を補正（増加）することとしています。

新たな需給調整システムにおいても、需給調整を的確に行うためには、需要見通しを上回る生産が行われた場合に、産地ごとにみた需要見通しを上回る生産を翌年に当該産地が抑制していくという考え方が需給安定のための前提となると考えます。

したがって、ある産地が豊作による生産過剰となった場合は、現行の需給調整システムと同様に、当該生産過剰分を翌年の都道府県別の需要量に関する情報・市町村別の需要量に関する情報・農業者ごとの生産目標数量のそれぞれから削減し、集荷円滑化対策により区分出荷され主食用途以外に処理される数量については、その応分の数量について、翌年の都道府県別の需要量に関する情報・市町村別の需要量に関する情報・農業者ごとの生産目標数量をそれぞれ補正（増加）することを、引き続き実施する方向で検討しています。

Q25 . 16年産からの現行の需給調整システムにおいて、生産目標（確定）数量の外数として扱っている米穀及び消費純増策は、新たな需給調整システムではどのようなになるのですか。

A 新たな需給調整システムにおいても、現行の需給調整システムでの扱いと同様に、青刈り稲・わら専用稲・稲発酵粗飼料用稲、飼料用米、援助米、加工用米、需要開発米、試験研究米については、生産目標数量の外数として扱う方向で検討しており、また、消費純増策についても必要な見直しを行った上で継続させる方向で検討しています。

具体的な取扱いについては、本年夏を目途に明確にしていく考えです。

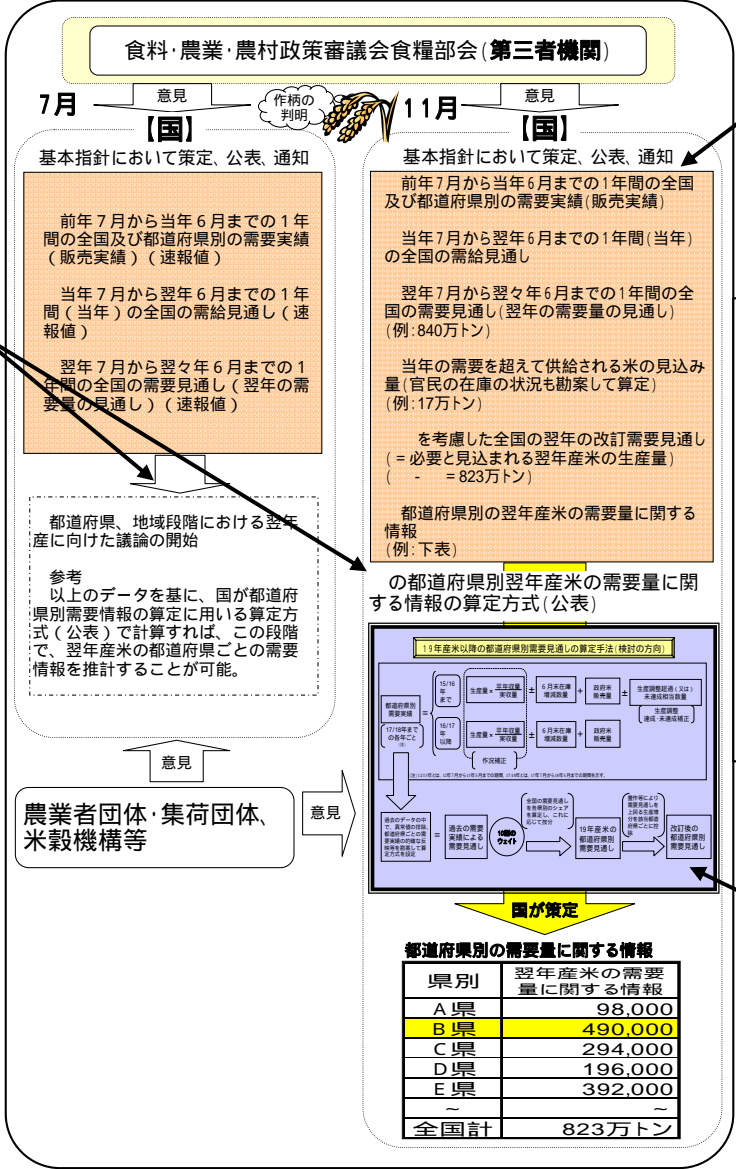
Q26 . 生産調整方針参加者は、集荷円滑化対策を行わなければならないのですか。

A 生産調整方針には、集荷円滑化対策に係る抛出金の徴収・抛出方法及び区分保管の方法の記載が必須となっており、その生産調整方針に参加するということは、即ち、集荷円滑化対策への加入及び区分出荷の実施が前提となっています。

(参考1)

新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方

国 段 階



「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(基本指針)において公表。

現行と同様、需要実績に基づき設定。

基本指針を都道府県知事あてに通知。

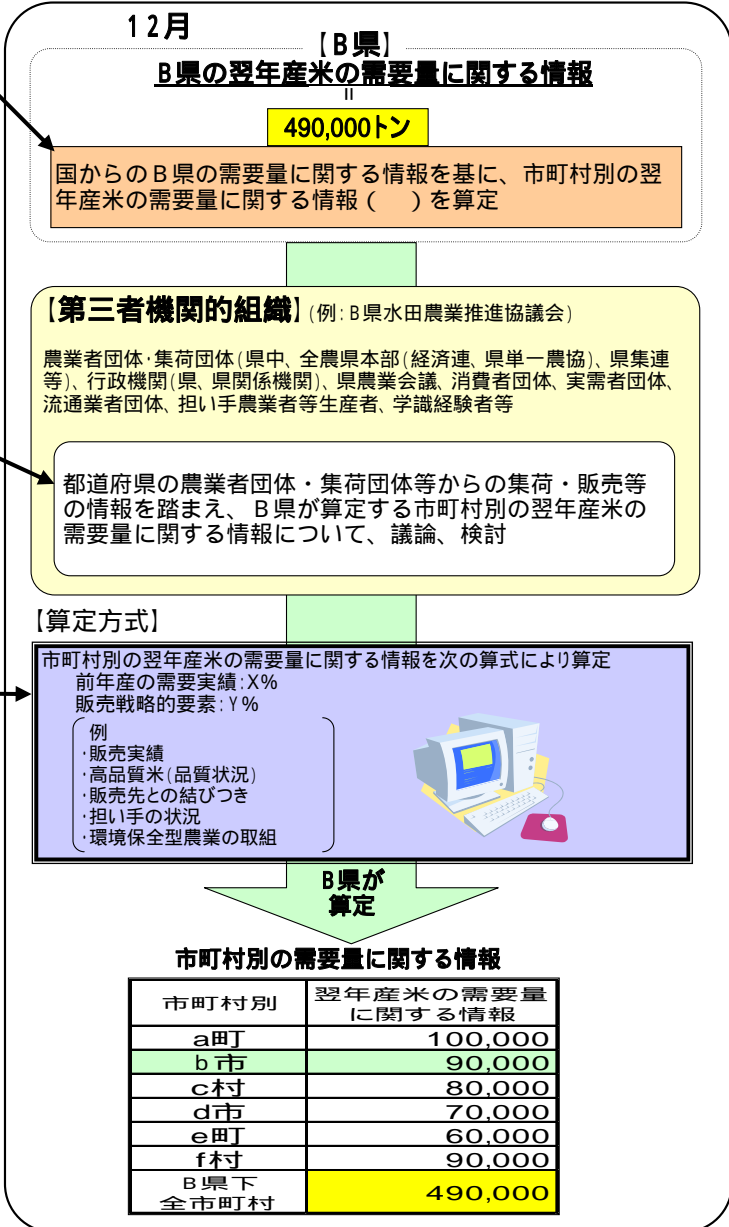
需要見通しのウエイト10割等の方向で検討。

都道府県段階

地域水田農業ビジョンの実現に向けた支援の一環として、都道府県において市町村別の需要量に関する情報を算定。
 (関係者の合意が得られ、需要量に関する情報が、客観的な手法によって算定・提供されることが確保されるのであれば、地域の実情にあわせて、第三者機能的組織(水田農業推進協議会)が算定することは可能。)

都道府県水田農業推進協議会と一体的に運用可能。

市町村別の需要量に関する情報の算定は、国が行っているような在庫増減を勘案することは技術的に困難であることから、国からの需要量に関する情報や都道府県農業者団体等からの販売情報、地域の生産振興方針等を勘案して算定する現行の方式を想定。



情報提供
 (都道府県から市町村へ、都道府県農業者団体・集荷団体からJA等の生産調整方針作成者へ)

需要量に関する情報を市町村へ通知。
 (都道府県第三者機能的組織が算定することについて関係者の合意が得られ、客観的な手法によって算定・提供されることが確保されるのであれば、地域の実情にあわせて都道府県第三者機能的組織が算定可能。ただし、需要量に関する情報は、国 都道府県 市町村 第三者機能的組織(地域協議会)と、あくまで行政が提供する必要。)

市町村別の需要量に関する情報については、必要に応じこれを更に細分化し地域別に提供

市町村段階

地域水田農業推進協議会と第三者機関的組織は一体的に運用可能。

地域水田農業推進協議会（第三者機関的組織）は原則公開。

地域水田農業推進協議会（第三者機関的組織）は、産地づくり対策の実施主体等地域としての米の生産調整の推進機関として、生産調整実施の確認主体。

市町村ごとの個人情報保護条例及びJA等ごとの個人情報保護に関する指針等に基づき、水田情報を共有化。

地域水田農業推進協議会（第三者機関的組織）ごとに、配分確定数量を報告、チェック。
（地域水田農業推進協議会（第三者機関的組織）の需要量に関する情報を上回っている場合は、産地づくり交付金を減額。）

品目横断的経営安定対策の対象となった特定農業団体及び集落営農組織には、一経営体として配分。

実施計画書で確認。実施計画書は生産調整方針作成者経由で地域水田農業推進協議会（第三者機関的組織）へ提出。

生産調整方針参加者は、集荷円滑化対策に加入、実施。
（生産調整方針には、現物弁済等により主食用以外に処理した数量を補正（増加）させることを明記。）

1～2月 [b市]
b市の翌年産米の需要量に関する情報

90,000トン

B県からのb市の需要量に関する情報を基に、地域別の翌年産米の需要量に関する情報を算定

情報提供

【例：b地区地域水田農業推進協議会】（第三者機関的組織）
生産調整方針作成者（JA、集荷業者、農業者等）、行政機関（市町村、都道府県の出先機関等）、農業委員会、消費者団体、実需者団体、流通業者団体、学識経験者等
b市が算定する地域別の需要量に関する情報を基に、生産調整方針作成者（方針作成者）からの集荷・販売等の情報を踏まえ、
地域としての生産調整への取組の基本方針の設定（地域水田農業ビジョンと整合）
管内の方針作成者ごとの翌年産米の需要量に関する情報の算定、JA等方針作成者間の調整
管内の方針作成者から傘下の方針参加農業者への、生産目標数量の配分の一般ルール（算定方式）の設定

【算定方式】

方針作成者ごとの翌年産米の需要量に関する情報を次の算式により算定
農業者の水田面積：X%
前年産の需要実績：Y%
販売戦略的要素：Z%（例 販売先との結びつき、一等米比率、特別栽培米等の取組、担い手の状況）

b地区地域水田農業推進協議会が算定

JA等の方針作成者別の需要量に関する情報

い方針作成集荷業者	ろ方針作成JA	は方針作成農業者	～	b市合計
30,000	48,000	10,000	～	90,000

第三者機関的組織で算定され提供される方針作成者ごとの需要量に関する情報を踏まえて、**JA等の方針作成者自らの生産目標数量を決定**

決定！

例えば ろ方針作成JA II

48,000トンに決定

方針に参加する農業者へ配分

第三者機関的組織で設定された、傘下の方針参加農業者への生産目標数量の配分の一般ルール（算定方式）に則して、**JA等の方針作成者自ら算定方式を決定の上、配分**

方針参加農業者	方針参加農業者	方針参加農業者	方針参加農業者	方針参加農業者	...	方針参加農業者計
150	220	510	50	360	...	48,000

全ての生産調整方針作成者は、需給調整の中核として実質的に議論に参画。
（生産調整方針作成者作業部会の設置、幹事会への参画等）
（複数の地域水田農業推進協議会（第三者機関的組織）にまたがる生産調整方針作成者も、原則、全ての地域水田農業推進協議会（第三者機関的組織）に参画し、地域の方針決定に関与。）

生産調整方針作成者ごとの需要量に関する情報の算定は、国が行っているような在庫増減を勘案することは技術的に困難であることから、市町村からの需要量に関する情報やJA等生産調整方針作成者からの販売情報、地域の生産振興方針等を勘案して算定する現行の方式を想定。

生産調整非参加者の生産量を勘案。
（生産調整非参加者の生産量を推計する手法や18年産の配分数量等をもって勘案。ただし、過去の非参加分を遡ってペナルティ的に削除して勘案することは不可。）

地域水田農業推進協議会（第三者機関的組織）から生産調整非参加者へ、地域水田農業ビジョンや配分方針等の情報を提供。

市町村の水田台帳等を活用して生産調整方針に参加する農業者のリスト等を整備し把握。
（農業者の住所、水田面積、前年の配分数量等）

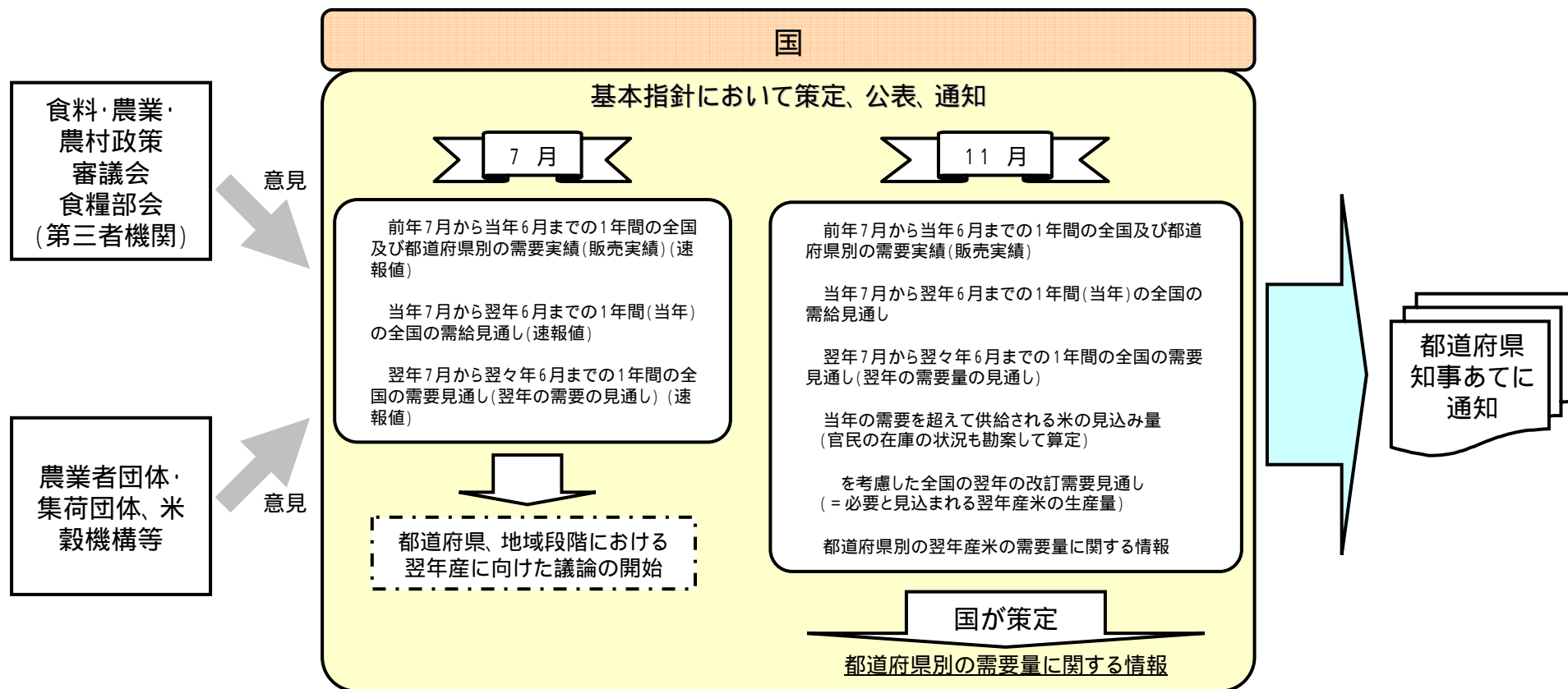
(参考2) 新たな需給調整システムに関するQ & Aの図解

(1) 国段階

図解1

(国は、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針において、都道府県別の需要量に関する情報を都道府県に対し提供。)

都道府県産別の在庫調査結果を踏まえ、全国レベルでの客観的な需要見通しの策定・公表を行う。
また、生産調整方針の適切な運用に関する助言・指導等の役割の一環として、都道府県別の需要量に関する情報を策定し、都道府県に対し通知する。



都道府県別の需要量に関する情報の算定方法

図解2

(新たな需給調整システムにおける需要量に関する情報の算定方式は、需要見通しのウエイト10割等の方向で算定する必要。)

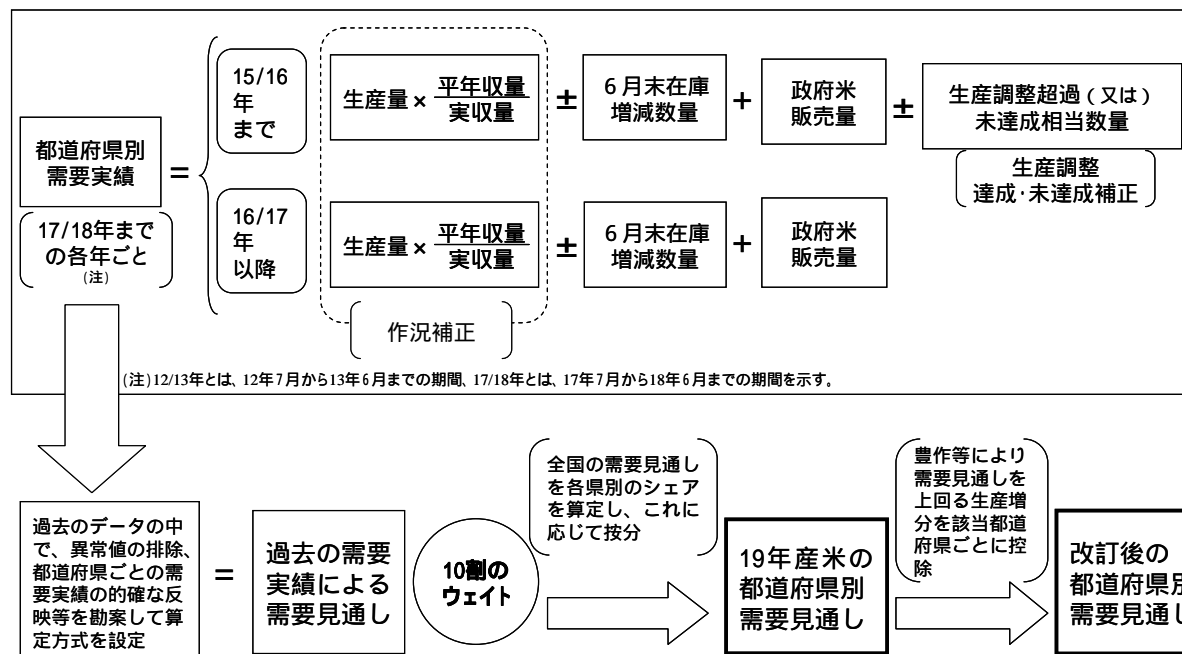
米政策改革の下、需要実績に基づく需要見通しを基礎に、客観性・透明性・一貫性の高い手法で生産目標数量を算定してきたところであり、需要見通しのウエイトを9割まで高めてきたところ。

新たな需給調整システムにおける都道府県別の需要量に関する情報の算定方式については、需要見通しのウエイトの10割等の方向で算定し、需要に応じた米づくりを推進していく必要。

なお、都道府県別の需要量に関する情報については、翌年産米の生産見通しを早めに立てる必要がある農業者（特に秋播き小麦作付農業者）やこれを指導する立場にある地方公共団体から、生産前年の7月の時点である程度の見通しを示して欲しいとの強い要望が出されている。このことから、翌年産米に係る全国の需要見通しを速報として国が示す7月の段階で、都道府県別の需要量に関する情報の算定方式を明らかにしておく必要があることから、本年7月の段階で、19年産以降継続して用いる当該算定方式をルールとして予め決めておく必要。

(平成17年11月食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会に提示)

19年産米以降の都道府県別需要見通しの算定手法(検討の方向)



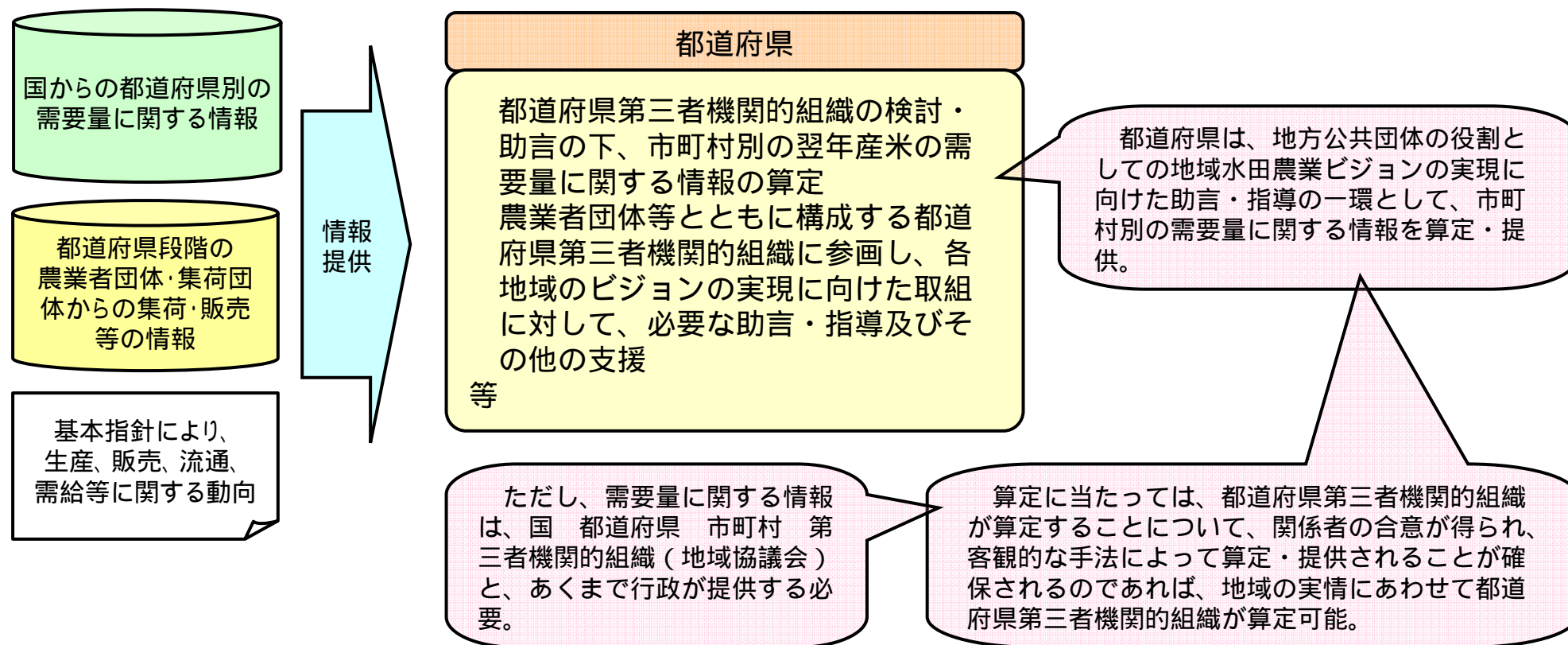
(2) 都道府県段階

図解3

(都道府県は、水田農業ビジョンの実現に向けた支援の一環として、市町村別の需要量に関する情報を算定)

新たな需給調整システムにおいては、都道府県段階では、都道府県が、国からの都道府県別の需要量に関する情報を受けるとともに、都道府県の農業者団体・集荷団体からの集荷・販売等に関する情報を踏まえ、都道府県段階の第三者機関的組織（協議会）に諮った上、その結果に則して、都道府県が市町村別の翌年産米の需要量に関する情報を算定し、市町村に情報提供。

都道府県は、地域農業の振興を担うという重要な役割を有していることから、農業者団体等とともに構成する協議会への参画等を通じて、地域ごとの創意工夫を活かして作成される地域水田農業ビジョンに即して需要に応じた産地の育成等を進めるために、必要な助言・指導その他の支援を実施。



(3) 地域段階
市町村

図解4

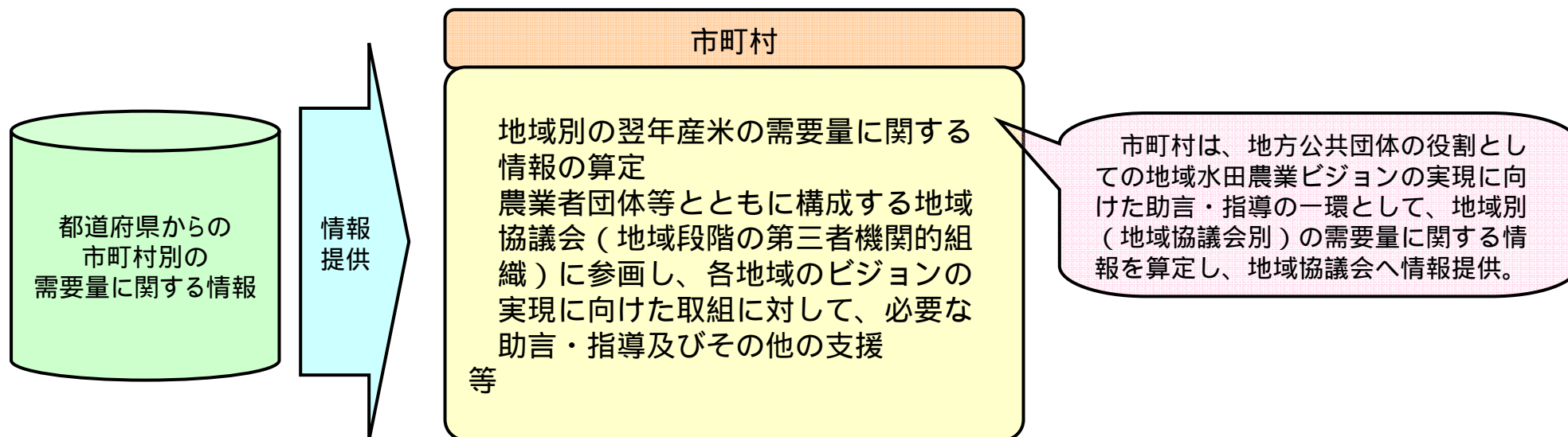
(市町村は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた支援の一環として、地域別の需要量に関する情報を算定。地域の農業者・農業者団体にとって最も身近な行政機関として、その役割を果たす。)

市町村が、都道府県からの市町村別の需要量に関する情報を受け、地域別の需要量に関する情報を算定し、地域協議会（地域段階の第三者機能的組織）に対して情報提供。

地域協議会の構成員として、ビジョンをJA等と一体となり作成するとともに、その実現に向けた必要な助言、指導及びその他の支援を実施。

JA等の生産調整方針作成者の販売戦略に基づく当該方針作成者から方針参加農業者への生産目標数量の配分等の主体的な取組に対する助言・指導。

JA等の生産調整方針作成者ごとの需要量に関する情報の策定方式や配分基準単収等の設定方法が地域の実態に即したものとなるよう、地域協議会を通じた助言・指導、関係者間の調整。



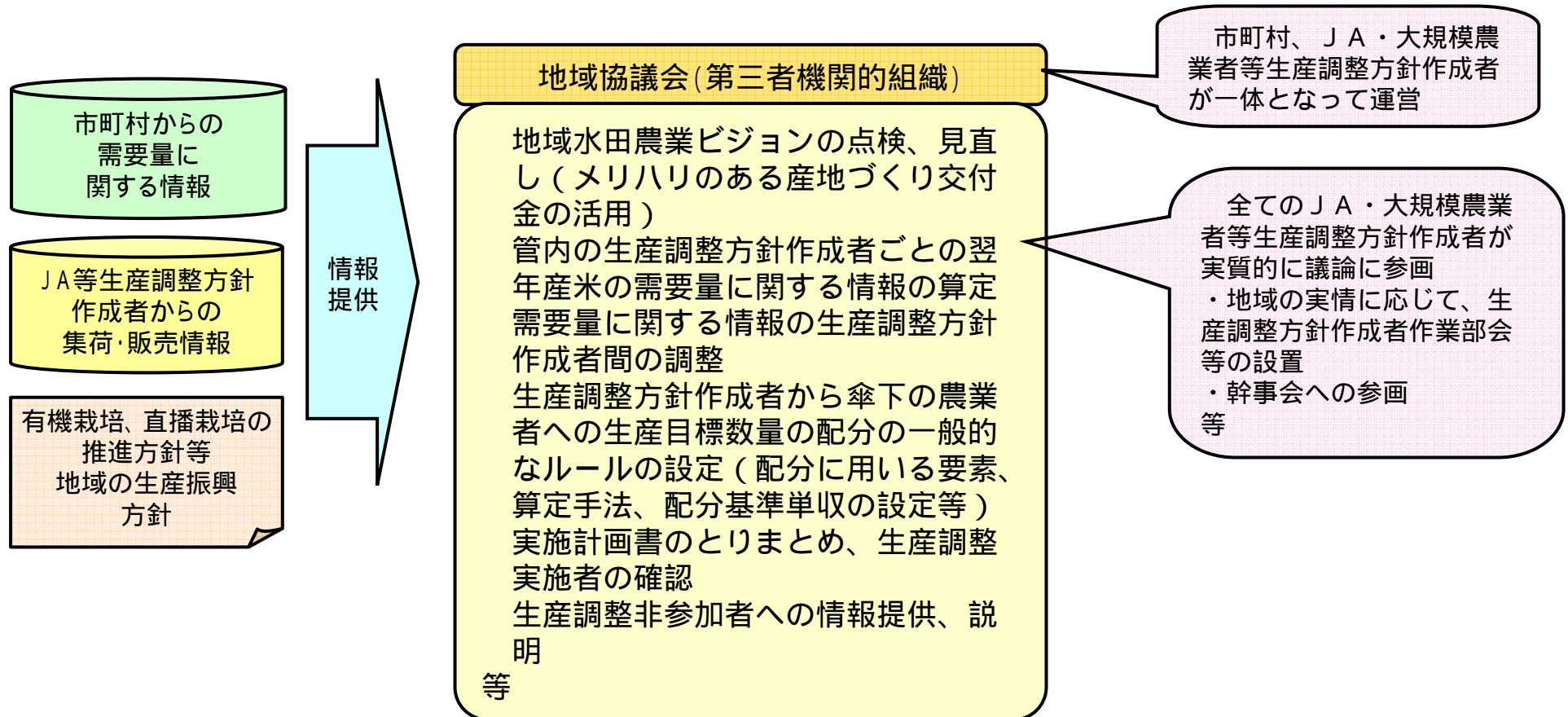
地域協議会(第三者機関的組織)

図解5

(地域協議会(第三者機関的組織)は、生産調整方針作成者による主体的な需給調整を支援することにより、地域全体の調整機関として重要な役割)

- 新たな需給調整システムにおいては、国、都道府県、市町村のそれぞれが提供する需要量に関する情報や市場シグナルに基づき、JA等の生産調整方針作成者が生産目標数量を自ら決定するとともに、傘下の農業者に配分することにより、主体的に需給調整を実施する。

これらの取組について、JA、市町村等を構成員とする地域協議会(第三者機関的組織)が、配分の一般的なルールの設定等により支援し、地域全体の調整機関としての役割を果たす。



(新たな需給調整システムへの円滑な移行に向け、地域協議会(第三者機関的組織)の検討体制の確認、生産調整方針に参加する農業者リストの整備、農業者情報の共有化等に取り組む必要。)

新たな需給調整システムへの円滑な移行に向け、まず、
全ての生産調整方針作成者が実質的に議論に参加できる体制の整備
生産調整方針作成者による方針に参加する農業者のリストの整備
地域協議会(第三者機関的組織)の議論に必要となる水田台帳等農業者情報の共有化
について、早急に取り組む必要。

全ての生産調整方針作成者が実質的に参加できる体制の整備
単に全ての生産調整方針作成者が会議の構成員となるということではなく、実質的な議論に参加してもらうということ。
したがって、地域協議会(第三者機関的組織)に全ての生産調整方針作成者が参加すると、会議の規模が大きくなりすぎる
ということであれば、その下に生産調整方針作成者作業部会や幹事会等を設置し、そこでの議論を地域協議会(第三者機関的
組織)の議論に反映させるという手法もあることから、全ての生産調整方針作成者が実質的に参加できる体制を整備する
ことが必要。

生産調整方針に参加する農業者リストの作成
新たな需給調整システムにおいては、生産調整方針作成者が傘下の農業者へ配分することから、まず、誰が自身の生産調整
方針に参加しているのか、市町村の水田台帳等を活用して農業者リストを整備し、確定する必要。
その際、農業者の氏名、住所、水田面積、配分面積等の情報を整理する必要。
特に、品目横断的経営安定対策の対象となった特定農業団体及び集落営農組織については、当該組織を一経営体として配分
することから、事前にその経営面積について把握しておく必要。

地域協議会(第三者機関的組織)の議論に必要となる水田台帳等農業者情報の共有化
地域協議会(第三者機関的組織)が議論する生産調整方針作成者ごとの需要量に関する情報の算定方法や生産調整方針作成
者から傘下の農業者への配分の一般的なルールの設定等に必要となる水田台帳等農業者情報については、地域協議会(第三者機関
的組織)において共有化を図る必要。
なお、18年度において、水田台帳の再整備に活用できる地域協議会の事務費(水田農業構造改革対策推進交付金)を増額
(16億円)していることから、これを活用し整備の促進を図る必要。

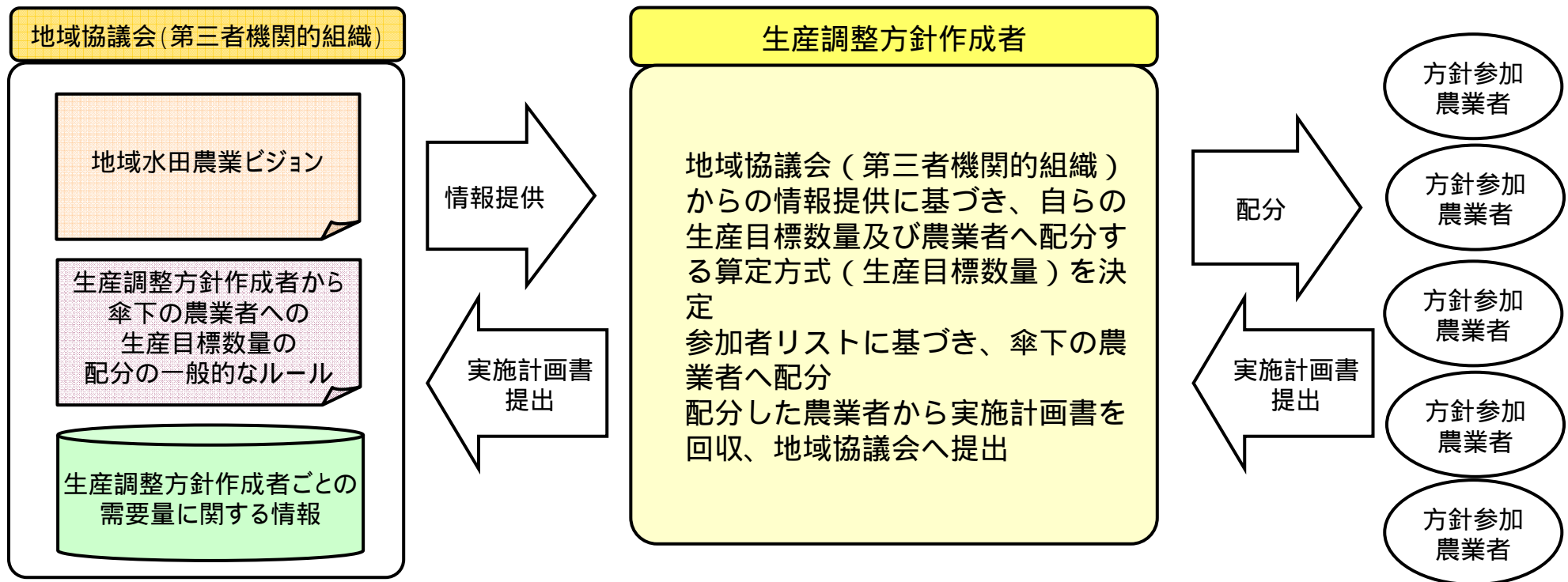
これらは農業者の個人情報であることから、農業者本人の同意を得ることが原則であり、市町村、JA等
においても個人情報保護法との整合性に十分留意する必要。

生産調整方針作成者

図解6

(生産調整方針作成者は、地域協議会(第三者機関的組織)における議論に参画し、協議会からの需要量に関する情報等を踏まえ、農業者へ配分する等地域の需給調整の中核として需要に応じた米づくりを実施。)

J A等の生産調整方針作成者は、地域協議会(第三者機関的組織)における議論に参画し、協議会からの需要量に関する情報や地域水田農業ビジョン、農業者への配分の一般的なルール等の協議会で設定された方針を踏まえ、自らの方針に参加している農業者へ配分する等、地域の需給調整の中核として需要に応じた米づくりを実施。



（品目横断的経営安定対策の対象である特定農業団体及び集落営農組織は、一経営体として配分）

品目横断的経営安定対策の対象となった特定農業団体及び集落営農組織は、経理が一元化されている等、当該組織が一経営体として運営されることから、その経営に水稻が含まれる場合は、原則として、その代表者に対して、当該組織を対象とする配分の通知を行うこととなります。

（品目横断的経営安定対策の対象である認定農業者等が受託している面積が、経営面積としてカウントされている場合、当該面積を含めて認定農業者等に配分）

品目横断的経営安定対策の対象となった認定農業者等が、基幹農作業を受託（主な基幹作業を受託し、販売名義と販売収入の処分権を保有）している場合にあっては、その受託部分が経営面積としてカウントされていることから、委託した農業者（権原を有する農業者）ではなく、受託した農業者（実耕作者）に対して配分することが、経営の実態から考えた場合、適当であると考えています。この場合、当該認定農業者等の農作業受委託の状況等を十分把握しておくことが必要となります。

(4) 新たな需給調整システムにおける一年のスケジュール(イメージ)

新たな需給調整システムにおいては、7月の基本指針における翌年産の需要見通し(速報値)の情報から翌年産米の議論を開始。

